

令和6年度

第1回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和6年4月8日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地判断について
- 議案第4号 大多喜町農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第3号 利用権の終了について

## <出席委員> (10名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加藤 浩明  | 2番委員：中村 康之  |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 久雄   |
| 5番委員：井口 峰幸  | 6番委員：江澤 正久  |
| 7番委員：小高 一哲  | 8番委員：齊藤 一生  |
| 9番委員：矢代 とみ江 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

## <欠席委員>

## <出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。  ただ今から、令和 6 年度第 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。  よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。  3 番の渡邊委員と 4 番の森委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。  なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。  議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」  下記のとおり、農地法第 3 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。  番号 3 - 1。所在：会所地先 3 筆。地目：畑。地積：8,501㎡。  譲渡人：木更津市の方。譲受人：東京都の方。事由：譲渡人/本件土地を相続したが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地を購入し家庭菜園、果樹の栽培を計画している。権利内容：所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第1号、番号3-1については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>渡 邊 委 員 ( 3 番 )</p>	<p>議案第1号、番号3-1について3月28日午後3時に譲受人の代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、譲渡人が耕作をしており、保全管理されておりました。 譲受人は東京から移住してくる予定で、譲渡人が所有しているトラクター等も譲受けて維持管理してくそうです。しばらくは譲渡人が指導をされるそうです。面積は広いですが、サポートもあるので問題ないと思います ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>井 口 委 員 ( 5 番 )</p>	<p>果樹の栽培とのことですが、何を栽培するのですか。</p>
<p>渡 邊 委 員 ( 3 番 )</p>	<p>いくつかの種類を栽培するそうなのですが、このエリアは有害鳥獣の被害があるので、獣の被害にあいづらい作物、栗、梅を植える予定だそうです。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>作付け予定作物として、豆類、根菜類、ジャガイモ、果樹としてみかん、オリーブ、ブルーベリーを予定しています。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号3-1について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号3-1につきましては許可することで決定いたします。続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案件の5-1は〇〇委員の法人が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは〇〇委員には退室していただきます。</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>2頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号5-1。所在：横山地先2筆。地目：田。地積840㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。転用事由：申請地の隣接地に観光バラ農園を設置し、収益化を目指す。本事業を行うことで、地域の雇用の増加に貢献できると考える。このため、隣接の許可済み地と一体として、申請地を来客者用及び従業員用の駐車場として転用する。埋立等を行わず、整地のみとする。転用を伴う賃借権設定。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第2号、番号5-1については、矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>議案第2号 番号5-1について、3月27日午後に譲受人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、保全管理されております。</p> <p>申請地の間にある土地は、以前許可されている土地です。</p> <p>整地し砕石を敷くそうです。排水路がありますが影響はないです。</p> <p>観光バラ農園のオープンに向けて、バラは多少植栽はされておりますが、準備段階だそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>駐車場の車が止められる台数は何台でしょうか。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>55台です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。</p> <p>質問が無いようですので、番号5-1について許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号5 - 1につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>〇〇委員の入室を認めます。</p> <p>引き続き議案第2号、番号5 - 2の審議に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>番号5 - 2。所在：弓木地先2筆。地目：畑。地積275㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：東京都の方。転用事由：本件土地に隣接する譲渡人所有の宅地建物を取得し、ペットと宿泊できる民泊の運営を計画しており申請地にドッグランを設置したい。又本件土地に宿泊専用のドッグランを設置することで付加価値を加え集客に繋げていくと考える。利用は1日1組限定になる為、お客様同士のトラブルの心配はなく、犬同士の喧嘩や鳴き声での近隣への迷惑等も心配ない。敷地は造成等の必要はなく周囲にドッグラン用フェンスを設置する。転用を伴う賃借権設定。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>議案第2号、番号5 - 2については、渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。</p>
渡 邊 委 員 ( 3 番 )	<p>議案第2号 番号5 - 2について、3月28日午後2時に代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、現況写真のとおりです。</p> <p>保全管理されており、排水についても問題はなく、周りにはドッグラン用のフェンスを作るそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
井 口 委 員 ( 5 番 )	<p>近隣に住んでいる方とはどれくらい離れているのでしょうか。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>50メートル位はなれています。</p>

井口委員 (5番)	犬の鳴き声は大丈夫なのでしょうか。
渡邊委員 (3番)	50メートル離れていれば大丈夫だと思います。
井口委員 (5番)	ドッグラン用のフェンスなのですが、逃げ出した案件があったと思うので近隣に迷惑が掛からない様に注意出来ないのでしょうか。
矢代委員 (9番)	事業計画書の中に近隣への鳴き声等の心配はないと記載されているので、それほど心配はないのでしょうか。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 質問が無いようですので、番号5-2について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5-2につきましては許可することで決定いたします。
議長 (渡辺会長)	議案第3号「非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	3頁をご覧ください。 議案第3号「非農地判断について」 次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号6-1。所在：大戸地先4筆。地目：田及び畑。地積1,555㎡。利用状況：大戸〇〇の現況は、筆一面にタケや雑木が繁茂していたため、非農地として判断した。大戸〇〇の現況は、草刈りされていたものの、大水の際には必ず水に浸かり、耕作機械が入るための道もないため、耕作不能と判断し、非農地とした。大戸〇〇は川沿いに位置し、大水の際には水に浸かりゴミや土砂が体積して農地としては復元できないとして非農地判断した。大戸〇〇は筆の半分程度にタケや雑木が繁茂しており、面積も小さく耕作困難なため、非農地として判断した。 事務局からの説明は以上です。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号 6-1については、私が現地調査を担当しましたので報告をします。</p> <p>議案第3号 番号6-1について、事務局の説明したとおりです。 川が増水すると、潜ってします土地ですが、それが非農地に当たるかは別の話なのですが。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号6-1について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号6-1につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「大多喜町農用地利用集積計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>4頁をご覧ください。 議案第4号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の作成にあたり、大多喜町長から決定を求められたので、次のとおり審議を求める。 新規の案件が1件です。 番号6-1 所在：小土呂地先1筆。地目：田。地積：1,622㎡。 貸付人：町内の方。借受人：長南町の57歳の方。10a当り6,000円。期間：3年間 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

議 場	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。</p>
	<p>続きまして、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。なお、本案件の6-1は加藤委員自身が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは〇〇委員には退室していただきます。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>5頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり、促進計画案について審議を求める</p>
	<p>番号6-1 所在：会所地先1筆。地目：畑。地積：4,789㎡。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：ハーブ1kg。期間：5年間。切替の案件です。</p>
議 長 (渡辺委員)	<p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようですので、議案第5号 番号6-1は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 場	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
議 長 (渡辺委員)	<p>異議なしと認め、議案第5号 番号6-1は原案どおり決定することとします。</p>
	<p>加藤委員の入室を認めます。 引き続き議案第5号、番号6-2以降の審議に入ります。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局 ( 寺 井 )	<p>今回は、5件の案件があり、新規4件切替1件となっております。詳細は、資料のとおりとなっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>

	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
齊藤委員 (8番)	委員になったばかりでわからないのですが、転貸人がいるのはどういうことなのでしょう。
事務局 (寺井)	法律に基づき、転貸人として農地中間管理機構が入ることとなっております。
議長 (渡辺委員)	来年の4月からは、議案の全号の農用地利用集積計画は利用できなくなり、こちらの方式のみになります。
	他に質問はありますか ご質問がないようですので、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————
議長 (渡辺委員)	異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することとします。
	ここで議案第6号に入る前に、推進委員の配点の集計が終わっていないため暫時休憩とします。
事務局 (寺井)	続きまして、議案第6号「大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	9頁をご覧ください。 議案第6号「大多喜町農地利用最適化推進委員の委嘱について」 大多喜町農地利用最適化推進委員について、下記のとおり委嘱する。 集計結果は、お配りしてある資料のとおりとなっております。 なお、総元地区を希望している方が3名上位10名に入っておりますがいかがいたしましょうか。 事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺委員)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
中村委員 (8番)	計画策定があるようなので地域を知っている方を委員にした方が良いのではないのでしょうか。

矢代委員 ( 9 番 )	順位どおりの上位 10 名でよろしいのではないのでしょうか。
事務局長 ( 秋 山 )	なぜ地区外の人が調査等に来ているのかという問合せもありますので、考慮をしてもらいたいと思います。
中村委員 ( 8 番 )	地区を考慮するならするし、しないなら上位 10 名を選考するしかないと思います。
議 長 (渡辺委員)	順位を優先するのか、地域を優先するかで決まると思います。
矢代委員 ( 9 番 )	順位でやるのか、地域で決めるのかを決めなくてはいけないのではないのでしょうか。
議 長 (渡辺委員)	地域計画の策定があるので、地元とのかかわりが必要なので、地区ごとを優先して、順位を考慮して決定するしかないと思います。
中村委員 ( 8 番 )	順位どおりで決めて、希望の地区以外を出来る方がいればいいのではないのでしょうか。
事務局 ( 鈴 木 )	総元地区を希望している方に希望地区以外でいいか、確認をさせていただき、問題ないということであれば、順位どおりで決定し出来ないということであれば、次点の方にするということでしょうか。
議 長 (渡辺委員)	議案第 6 号は、事務局の提案で決定することにご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺委員)	議案第 6 号は、事務局の提案で応募者に確認後、事務局と私で相談し決定することとします。
	議件は以上でございます。
	それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事務局 ( 寺 井 )	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出

	<p>について、次のとおり、受理したことを報告する。  資料のとおり 3 件の届出を受理しました。  あっせんの希望はありませんでした。  報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。  資料のとおり 2 件の届出を受理しました。  報告第 3 号  利用権の終了（農用地利用集積計画）について、次のとおり、通知があったことを報告する。  資料のとおり 2 件連絡がなかった為満了処理をしました。</p> <p>報告事項は以上となります。</p>
<p>議 長  （渡辺委員）</p>	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思いま  す。</p>
<p>事 務 局  （ 鈴 木 ）</p>	<p>続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。  事務局何かございますか</p>
<p>議 長  （渡辺委員）</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長  （渡辺委員）</p>	<p>以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力あり  がとうございました。</p>
<p>事 務 局 長  （秋山課長）</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。  お疲れ様でした。</p>
	<p>閉 会（午後 3 時 4 9 分）</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月8日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 渡辺 さゆい

署名委員 森 久雄